

年金あれこれ 国民年金保険料には「免除制度」があります

経済的な理由などで、今はどうしても国民年金保険料が納められない・・・

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。

全額納付		(保険月額 15,040円)
全額免除		(納付なし)
4分の3免除	4分の1納付	(保険月額 3,760円)
半額免除	半額納付	(保険月額 7,520円)
4分の1免除	4分の3納付	(保険月額 11,280円)

※どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

免除は、被保険者、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されます。

■所得基準額の目安(概算)

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯→夫婦・子2人(子は16歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

ご注意! 減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間に含まれません。

●その他に、退職(失業)による特例免除があります。

「免除制度」や「特別免除」に関する問い合わせは、日本年金機構旭川年金事務所(TEL0166-72-5002)か住民課お客さま窓口係(TEL32-2500)まで

保険料納付を忘れずに… 納めて安心国民年金

これからの家庭教育 「土曜日」何をして過ごしていますか

休日であっても、きちんとした一日のリズムが大切!!

◎土曜日の過ごし方



	小学生	中学生
1位	ゲーム	部活動
2位	テレビ(DVD)	ゲーム
3位	外遊び	テレビ(DVD)

※北海道教育委員会による調査

一方で「家の手伝いや家族とのふれあい」「地域の行事」など社会参加に関する回答やそれに類する回答はいずれも「ゲーム」、「テレビ(DVD)」に比べ低い位置にとどまっています。

小学生・中学生は心身の基礎ができあがる大切な時期です。休日であっても、きちんとした一日のリズムを作っていくことが大切です。生活習慣や学習習慣を身に着けることで体力や学力の向上、心の健康にもつながっていきます。保護者の生活は子どもの生活にそのまま影響をあたえます。子どもたちが希望や目標を持って充実した生活を送ることができるよう家庭の中でもこころがけていきましょう。

参考：北海道教育委員会HP

『子どもたちの「土曜日の過ごし方」に関する実態や意識についての調査について』